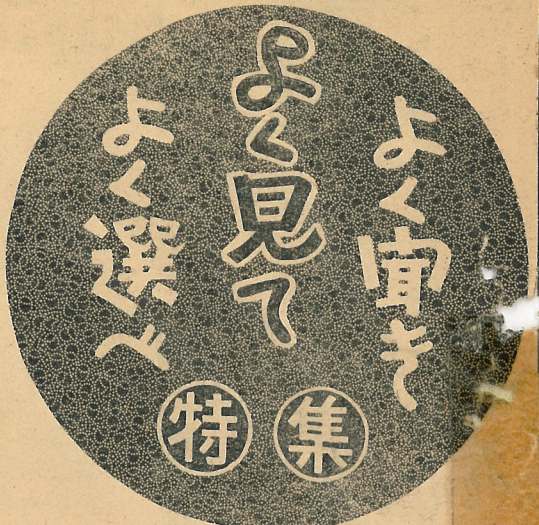


人世出生 転入転出
 人口動態
 (一月一日現在)
 二、一四、八五二
 二六、一九一
 二四三
 八二
 二、三〇七
 二、〇七二

第61号
 毎月1回5日発行
 発行所 室蘭市役所
 編集人 阿部 敦 男
 印刷所 中西写真製版社

室 蘭 市 政 だ よ り



選挙運動のしおり

選挙運動の禁止事項

- 1 事前運動=候補者の届出以前の選挙運動禁止
- 2 休憩所その他これに類似する設備
- 3 選挙事務関係者の選挙運動=投票管理 者 開票管理者 選挙長及び選挙分会 長等
- 4 特定公務員の選挙運動
- 5 教育者の地位利用の選挙運動=学校の 児童 生徒および学生に対する教育 上の地位利用の選挙運動
- 6 未成年者の選挙運動=年齢満二十歳 未満の者は選挙運動をすることができ ないまた年齢二十歳未満の者を使用 して選挙運動をすることができない
- 7 選挙権及び被選挙権を有しない者の 選挙運動
- 8 戸別訪問
- 9 署名運動
- 10 飲食物の提供=湯茶及び菓子は除く
- 11 氣勢を張る行為=選挙運動のため自 動車を運ねまたは隊伍を組んで往來す るなど
- 12 連呼行為禁止=演説会場および街頭 演説(演説を含む)の場所を除く
- 13 車上における選挙運動禁止(停止 の場合を除く)
- 14 特定建物および施設における演説
 (1) 国 地方公共団体 日本国有鉄道 日本専売公社または日本電信電話公 社の所有したまたは管理する建物(公 営住宅を除く)
 (2) 汽車 電車 バス 船舶および停 車場その他鉄道地内
 (3) 疾病 療養所その他の療養施設 以外の演説会
- 15 法定の立会演説会および個人演説会 以外の演説会
- 16 法定以外の選挙放送
- 17 合同演説会
- 18 選挙当日の選挙運動
- 19 選挙用はがき以外の文書図書の頒布
- 20 所定のポスター 立札 ちようちん および看板類以外の文書図画の掲示
- 21 運動用自動車 拡声機または船舶に ポスター 立札及びちようちんの掲示
- 22 アドバルン ネオン 電光による表 示 スライドその他の方法による映写 等の禁止
- 23 著述 演芸等の広告その他いかなる 名義をもつてするを問わず文書図画の 頒布または掲示(法定の場合を除く)
- 24 年賀状 見舞状その他の挨拶状の選 挙区内の頒布または掲示
- 25 夜間(午後九時から翌日午前六時) の街頭演説
- 26 選挙期日後の当落に関する挨拶行為
- 27 一定の条件を具備しない新聞紙 雑 誌の選挙に関する報道または評論の掲 載

選挙運動の制限事項

- 1 選挙事務所
 イ 一箇所(原則)
 ロ 選挙当日は投票所の入口から三町 以内の区域禁止
- 2 自動車 船舶および拡声機
 イ 自動車(乗用車または小型トラッ ク)一台または船舶一隻(原則)
 ロ 構造上宣伝を主たる目的とする自 動車の使用禁止
 ハ 乗車人員は運転手を除き四人以内
- 3 個人演説会の回数六〇回以内
- 4 立会演説会場から三町以内の区域で その開始 終了予定時刻の前二時間 は個人演説会 街頭演説会禁止
- 5 街頭演説=演説者がその場所に駐車 標旗を掲げること
- 6 文書図画の掲示=選挙運動のために 使用する文書図画は下記に該当するも の外は掲示できない
 イ 選挙事務所を表示するためにその

- 7 告知用ポスターの掲示箇所=国 地 方公共団体 日本国有鉄道 日本専売 公社又は日本電信電話公社が所有しも しくは管理するものには掲示するこ とができない(但し橋りょう 電柱 公営 住宅その他命令で定めるものを除く)
- 8 放送設備の使用禁止=広告放送 共 同聴取設備は使用できない(法律に規 定されるものを除く)
- 9 立会演説会で録音盤の使用禁止
- 10 街頭演説の場合の運動員=労務者を 含め十五人以内(腕章付着)

▽有権者の資格
 昭和十年二月八日まで に生まれた人。
 昭和二十九年十一月七 日以前から室蘭市に住

二月二十七日に開われ る、衆議院議員選挙。最 高裁判所裁判官国民審査 投票の入場券は二月五日 頃までに各有権者家庭に 配達になります。
 自分が有権者であると 思うの に入場 券が配 付にな らない ときは 次のように補充選 挙人名簿に登録を申請し て選挙権を行使するよう にして下さい。

入場券が届かぬ 時はすぐ手続を
 所を有する人
 △補充選挙人名簿 の申請
 今度の選挙の補充選挙人 名簿に申請して登録して もらいたい人は 二月七日から二月十一日 までの 間に文 書で申 請しな ければ なりません。
 用紙は選挙管理委員会、支 所、出張所に備え付けてあ ります。
 選挙委員会では十一日ま でに受付けた申請によつて 二月十五日までに名簿を調 整し二月十六日から二十 九日までの四日間これを統 覧して申請洩れなどについ て異議の申立てを受けま す。
 従つて補充選挙人名簿に登 録されなかつた人はあとで 有権者であることが判明し ても選挙ができないことにな ります。よく注意して下 さい。

2月27日
 午前7時より
 午後6時まで

衆議院議員選挙
 最高裁判所裁判官国民審査

旅先や病中でも
 投票ができません
 不在投票の手引
 投票は、選挙の当日 に選挙人が自ら所属の 投票所に行つて、行方 のがたでまえでありま すが、例外として、後 で述べるとある法律で 認められた、一定の事由が あるときは、選挙期日 (投票日)の告示があつた 日から、投票の前日までの 間に、投票することができ ることになっていきます。 これを「不在者投票」と いますが、貴重な選挙権 を、できるだけ行使させたい ためであります。
 不在者投票は、大体次の ような事由のある場合に限 られています。
 1 選挙人が職務または業務 に従事するため、選挙の 当日、選挙人所属の投票 区のある市、町、村の区 域外にいるとき
 2 交通事故、冠婚葬祭等の 事由があるとき
 3 疾病、負傷、妊娠 もしくは産褥にあつた 歩行が著しく困難 という理由で、選 挙区外に旅行中ま たは中絶中
 4 如くやむを得ない または事故のため の当日、選挙人所属 区域のある市、町、 村に旅行中ま たは中絶中
 5 以上各事由により不在者投票を必要とする方 けは、選挙管理委員会 で手続し、不在者投票期間 二月一 日 まで
 二月二 日 まで
 二月三 日 まで
 二月四 日 まで
 二月五 日 まで
 二月六 日 まで
 二月七 日 まで

投票ができません

不在投票の手引き

票は、選挙の当日、選挙人が自ら所属の投票所に行つて、行うべきものであるが、例外的に、後述のような法律で定められた理由があるときは、選挙期日の告示があつた投票の前日までの投票することができなくなつてゐます。

「不在者投票」として、貴重な選挙権を行使するだけ行使せざるを得ない場合があります。大体次の理由のある場合に限り、不在者投票期間及び時刻は、

衆議院 二月一日から
二月二十六日まで
高景裁 二月十七日から
二月二十六日まで



昭和二十七年七月の改正に次ぐ、
法の改正は、国会自爾立法の一環として、選挙界の浄化を図るため、連座制度を強化して選挙の公正を確保し、選挙運動の適正化、選挙運動の合理化、政治等の政治活動の規制等を行うとともに、選挙

選挙界浄化に

公明なる一票の行使

ありまふ。
私達は今この新しい選挙法の下に、自爾国会の実をあげるためにも、私達を行使されんことを切に望んでやみません。汚職

と乱闘に終始した第十九回国会の末期に、五党は共同声明の形で国民の前に自爾する旨を誓ひました。尊い私達の一票を公明に行使することによつて、公明なる政治が生まれ、来るべき選挙で、公明なる一票を行使する

長官 小林秀光氏
委員 室蘭 小島 ありまふ

- 一月二十二日 栄高等学校 校政特別委員会開催
- 一月二十五日 東町、中島町間道路改良対策特別委員会開催
- 一月二十七日 全道市長会 第一回臨時総会開催 (於札幌市)
- 一月二十八日 総務常任委員会開催
- 二月一日 議会運営委員会 第二回市議会臨時会

火の元用心
お互に
注意しましょう

議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査投票

- 個人演説会の回数六〇回以内
- 立会演説会場から三町以内の区域でその開始 終了予定時刻の前後二時間は個人演説会 街頭演説会禁止
- 街頭演説 = 演説者がその場所に駐り標旗を掲げること
- 文書図画の掲示 = 選挙運動のために使用する文書図画は下記に該当するものの外は掲示できない
- 選挙事務所を表示するためにその場において使用するポスター 立札 ちようちん及び看板の類
- 個人演説会の開催中及び街頭演説

選挙運動の制限事項

- 選挙事務所
 - 一箇所(原則)
 - 選挙当日は投票所の入口から三町以内の区域禁止
- 自動車 船舶および拡声機
 - 自動車(乗用車または小型トラック)一台または船舶一隻(原則)
 - 構造上宣伝を主たる目的とする自動車の使用禁止
 - 乗車人員は運転手を除き四人以内で選挙管理委員会の定める腕章着用候補者を含む
 - 拡声機一揃

ご存じですかあなた の投票所

- 第一投票所 絵鞆小学校 (絵鞆町、築地町、祝津町、小橋内町)
- 第二投票所 港町鉄道教習所 (旧管理部内) (緑町、港町、西小路町、沢町)
- 第三投票所 常盤小学校 (泉町、暮西町、海岸町、大町、浜町、千歳町、常盤町、清水町、幸町)
- 第四投票所 武揚小学校 (本町、栄町、舟見町、開運町、公園町、入江町)
- 第五投票所 成徳中学校 (茶津町、新富町、母恋北町)
- 第六投票所 朝陽小学校 (母恋南町)
- 第七投票所 天沢小学校 (前水町、御崎町)
- 第八投票所 大沢小学校 (輪西町西部)
- 第九投票所 鶴ヶ崎中学校 (輪西町東部)
- 第十投票所 大和小学校 (東町)
- 第十一投票所 富士鉄中島会館 (中島町、高平町南部)
- 第十二投票所 富士鉄知利別集会所 (知利別町)
- 第十三投票所 富士鉄高砂浴場 (水元町、高砂町)
- 第十四投票所 港北中学校 (本輪西町、高平町西部、神代町、幌前町、香川町)
- 第十五投票所 陣屋小学校 (陣屋町)
- 第十六投票所 本室蘭小学校 (崎守町、石川町)

投票用紙の色わけ

- 黒……衆議院議員
- 赤……国民審査

二月二十七日行われる衆議院議員選挙と同時に、最高裁判所裁判官国民審査の投票も行われます。

この投票方法は、次ぎのとおりです。すから間違わないようにして下さい。

投票用紙には裁判官の氏名が印刷してあります。

○やめさせた方がよいと思う方は上欄に×を書いて下さい。

○やめさせなくともよいと思う方は何も書かないで下さい。

点字による投票の場合は、別に投票用紙をお渡しいたします。

最高裁判所裁判官国民投票

注意

一、やめさせた方がよいと思う裁判官についてはその名の上の欄に×を書くこと

二、やめさせなくともよいと思う裁判官については何も書かないこと

×を書く欄

裁判官の名

海山太郎

投票用紙は色を変えて印刷してありますから御注意下さい

黒……衆議院議員

赤……最高裁判官国民審査

参 政 権

選挙権は国民の政治に参与する基本的権利であり、その行使はまた政治に参与する唯一の機会でもあります。選挙が行われるとき日本人であればだれでも投票する資格があるかというところを、いわゆる選挙人としての資格があるわけですが、この点に国民の参政の権利と憲法が保障している選挙と政治が密接なつながりをもつ以上、政治を理解できないものや政治活動のできな

そこで、法律は選挙人としての資格すなわち、選挙権について日本国民で満二十歳以上のものは、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有するとしてあります。更に同一市町村に三ヶ月以上その区域内に住所を有するものは、都道府県あるいは市町村の議会の議員および市町村の町会長並びに教育委員会の委員の選挙権を有することになっております。但し禁治産者や禁以上の場合に処せられ服

公 明 選 挙

公明選挙とは選挙を通じて政治運動をするために行われることをいいます。公明選挙とは選挙を通じて政治運動をするために行われることをいいます。公明選挙とは選挙を通じて政治運動をするために行われることをいいます。

選 案 内

有権者には投票日前に入場券が届けられます。入場券にはあなたの投票する投票所や投票時間等が書いてあります。投票日にはその入場券をもって投票所に行き係員

投 票 場 場 場

受付係、名簿対照係と二つの係で、名簿と対照がすんだら、用紙交付係で入場券と引換えに投票用紙をお渡しします。若し候補者の氏名の字をわすれたようなときは、記載場所に揭示されてある候補者の氏名揭示を見てください。

待 ち に 待 っ て お ら れ る

お子様の新入学もよいよ。聞近かに迫つて参りませ。希望に胸をうたけませ。お子様のニコニコ顔と、わが子の将来に期待をかけておられる御両親のいそいそとした姿を思い浮かべますと、心から御祝辞を申し上げ、晴の門出に幸多かれと祈らずにはおられません。

初入学児童の父兄の皆様

市教委 指導主事

入学はお子様の成長発達の一転機として、大きな意味を持つております。長い間、父母の温かい膝下で育てられて来たお子様が入学するという事は、温床で育てられた苗が田圃に移し植えられるに似て、お子様は学校に入ってから今までの家庭とちがつてある厳しさを味わつて行かなければ

投票は選挙人自身が投票用紙に自分で候補者の氏名を書くことかたてまとなつています。しかしそれは自分で候補者の氏名を記載することができない選挙人のために代理投票の制度が認められています。代理投票が、できる者は、身体の不都合または文盲の限られます。これらの選挙人が代理投票をしようとするときは、投票所で投票管理者に申請しなければなりません。その方法は、口頭でも差支えありません。

代 理 投 票

投票の秘密を保障することは選挙の自由、公正を確保し、民主政治の健全な選挙を期する上から、最も重要なことでもあります。日本国憲法は「すべて投票の秘密はこれを侵してはならない」といひ、また公職選挙法によれば、「何人も選挙人の投票した被選挙人の氏名を陳述する義務はない」といつておられます。このような投票の秘密保障を裏付けとして投票用紙は選挙の際、公の機関から渡され、その投票用紙には、投票者の氏名を書きこくとは禁じられておられます。

投 票 の 秘 密

また投票管理者や投票立会人が投票所に必ずいなければならぬことになつておられます。さらに開票のときは、各投票所の投票をよく混ぜ合わせた上で開票する仕組になつておられます。よく農村などではあなたが誰に投票したかは、開票のときわかんといつて、おどかさ人があるそうですが、絶体にあなたの投票の内容は、他人にはわかりません。だからあなたに、安心して自分の最も信頼のできる人に投票すればよいわけです。

自 立 の 態 度

「学校に叱られる。」とか「先生に叱られる。」という事は避けて度いと思つて、衣食住生活の正しい習慣の事を自分で始め、「自分で自分を始末し、自立の素地を養つていなければなりません。子供も家族の一員として、簡単な仕事を受持つて、いつつけられるまで進みません。自分で着物を着たり、ぬいたり、寝たり、身なりをきちんと、顔、手足をきれいに、食前の手洗い、食物のすき、さらいをしなさい、物の扱い方、整頓の仕方、物正しくする等で生活の基本が身につく事を望みます。

学校で一番困るのは返事をしない、話を聞いてない、目・鼻・耳等に思欠陥がある事があります。三月三十日頃入学準備の受付がはじまります。習癖・氣質・身体等にたいして包みなく先生に連絡すること。知識としては、五十位までの数を自分で自分の名前を讀んだらいいから出ると、そのほかは自然発生的な事柄として、それとは別にうまな方がかえつていひしめく。



を書きこくこと
ができない選
、このような
分、候補者の
記載すること
ない選挙人に
るときは、投
の方法は、口
、投票立会人
、投票の補助
記載させ、他
得て)を二人
投票した
ることになつ

公正を確保
、最も重要な
票の秘密はこ
れば、「何人
投票用紙は
投票者の氏名
の内容を他人
することができ
にありま
ければならな
白わせた上で開
たが誰に投票
があるそうす
ん。だからあ
ればよいわけ



この三月に学窓を巣立つ
市内の中学校・高等学校卒
業生で就職を希望している
者は中学校におい
ては七三六名(内
四〇名就職内定)
高等学校におい
ては七二九名(内二
五名就職内定)ま
た工業大学で就職
希望者は、一三一
名おりまして、今
までのところ、僅
か十名より就職の
決定を見てない模
様であります。こ
れではあまりに
もお気の毒にたえ
ません。これら未
決定の方々、学
校当局・関係官庁
の援助のもとに、
あるいは、親戚知
人をたより、あら
ゆる方法手段を講じて就職
運動を展開してあります。

鳥にナツ立つ窓學

働く職場を

市内の就職希望1596人

が、深刻な経済
界の影響をう
け、働く職場
は、一層、窮屈
になるような状
況下にあります
ため、就職戦線
は近年にない危
機を呈しており
ます。卒業式を
目前にひかえ、
若い人たちは、
一様に暗い気分
で毎日をすごし
ております。学
窓を巣立つ若い
人たちに職場を
与え、明るく平
和な社会を建設
するため、市民
の皆様の御協力を
願います。

考えないさま
り。時間をきめて規則正し
せ、生活を馴らしておくと
大事です。

○その他
目・鼻・耳等に思わざる
欠陥がある事がありますか
ら、医師に一度よく診て貰
つてお事か望ましい。

三月三十日頃入学児童の
受付がはじまります。子供
の習癖・氣質・身体的欠陥
既往症・生育歴・家庭環境
等について包みなく受持の
先生に連絡すること。

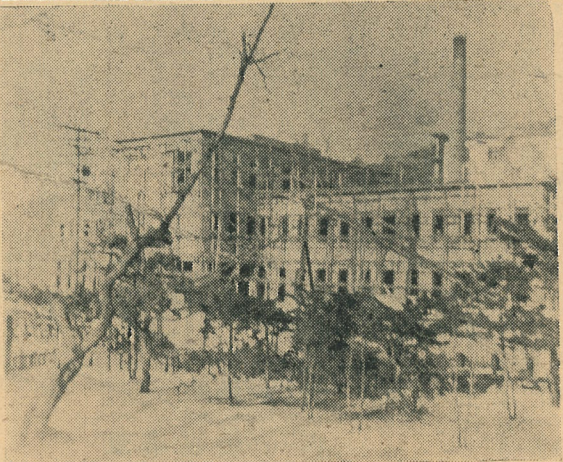
知識としては、五ないし
十位までの数え方ができ、
自分の名前を讀んだり書い
たりすることが出来る程度
出来るように、そこで、その
ほかは自然に覚え
る事は別として、あまり教
える手は、今も変わりませ
ん。こつてばかりは、い

「自分は駄目なんだな
あ」という劣等感、自
棄卑屈に陥らせ、子供を
殺す事になります。口
うるさいのは情緒的免
疫を生じ、反抗心をそ
そつたりして逆効果と
なっています。また何でも手
をかしてやつたり、「あ
あしなさい。こうしなさい」と、
いうだけではま
ずいので、自分でやら
なければならぬように仕
向けて、そつとそのやり
口を見ていて、うまく出
来ない時に、どうしたら
よいか、示唆を与えたり
一緒に考えてやつたりす
る態度、常に自分で出来
る自信を与え、賞讃をお
すれないのは最も望まし
い事と思います。

危険!

道路や坂道の ソリ・スケート・スキー

お子様方の
「冬の遊び」はス
キー・スケート
ソリなど戸外の
遊びが多いので
すが、この遊び
も遊び場所の選
び方や、遊び方
によつて思わぬ
危険をひき起し
今まで楽しく元



◆完成間近い市立病院◆

気に遊んでいた御子様か思
わぬ怪我をしたり、ひいて
は尊い生命を失う結果とな
りますから大切な御子様を
このような災難より未然に
防ぐため、次の場所での遊
びには御家庭において、十
分気をつけるようにいたし
ましょう。

○急な坂の小路や通りから
急に車道にとび出すよう
な場所でのソリ・スキー
すべりは止めましょう。

○車道でのスキー・スケ
ー・ソリすべりは止めま
しょう。

○小さな御子様には必ずし
つかりした監督者をつけ
ましょう。

議案内容

一月臨時市議会

全道ではじめて暖房
にペーチカ方式を採
用した新小學校の
内部

保育所の入所

一般受付20日まで

▼市内各保育所に入所を希
望される「お子さん」の申
込み及び受付を次の要領で
行つていただきます。

▼申込受付の場所 福祉事
務所・輪西支所・各保育
所

▼申込方法 入所希望者は
右受付の場所においてに
なつて、申請書用紙並び
に給与証明書用紙に、
要事項を記入の上、
十日より二月二十
日に申込んで下さ
し、締切りの申込け
ません。

▼入所幼児の資格 以上で小学校就学前の
児。なお不明の点があ
りましたら、福祉事務所社
会係(電話二〇〇〇番)
に問合せ下さい。

第四期固定資産税 納期限2月末日

失礼ですが二十九年度の税金の滞納は
ありません。一日遅れれば、それだ
け無駄な滞納金がかさんで行きます。

- △昭和二十九年度室蘭市歳
入歳出追加予算
- △市債の件(日鋼室蘭製作
所病院改築費充当のため
の転貸資金)
- △貸付金の件(日本製鋼所
室蘭製作所病院改築費)
- △不動産(建物)処分件
(旧東町出張所跡建物は
当時旧東町々会財産精算
人名簿をもつて、市に於
て不用となつた場合は返
還する事を条件として市
に寄附した経緯もあり、
更に東町住民より払下げ
方要望もあるので同町民
に無償譲渡)
- △市営三号倉庫運営に関す
る契約締結の件
(市営三号倉庫を室蘭開
発株式会社運営させる
ことの契約締結)